

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第1号

令和3年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年3月18日

蓮田白岡衛生組合
管理者 中 野 和 信

1 期 日 令和3年3月25日（木）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和3年第1回定例会 会期 3月25日 1日間

応招議員（12名）

1番	中	山	廣	子	議員	2番	石	川	誠	司	議員	
3番	榎	本	菜	保	議員	4番	細	井		公	議員	
5番	山	崎	巨	裕	議員	6番	大	島		勉	議員	
7番	高	橋	健	一	郎	議員	8番	関	根	香	織	議員
9番	森		伊	久	磨	議員	10番	斎	藤	信	治	議員
11番	木	佐	木	照	男	議員	12番	中	川	幸	廣	議員

不応招議員（なし）

令和3年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

令和3年3月25日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第1号～議案第3号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第1号の内容説明
- 10 議案第1号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第2号の内容説明
- 14 議案第2号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第3号の内容説明
- 18 議案第3号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 副管理者の挨拶
- 22 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	中山	廣子	議員	2番	石川	誠司	議員
3番	榎本	菜保	議員	4番	細井	公	議員
5番	山崎	巨裕	議員	6番	大島	勉	議員
7番	高橋	健一郎	議員	8番	関根	香織	議員
9番	森	伊久磨	議員	10番	斎藤	信治	議員
11番	木佐木	照男	議員	12番	中川	幸廣	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

中野和信	管理者	藤井栄一郎	副管理者
折原宏道	会計 会 管理 者	黒崎晃	事務局長
小林秀之	次長兼 庶務課 兼 室 長 計 長	齋藤晃	次長兼 施設課 長
齋藤芳和	廃棄物 対策課 長	藤井勇年	リサイクル 推進課長
町井孝行	蓮田市 環境課 長	大橋寛枝	白岡市 環境課長

事務局職員出席者

書記	高橋利男	書記	片岡司
書記	中山和夫	書記	大矢周治
書記	倉持龍之助	書記	吉川真由

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○大島 勉議長 3月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○大島 勉議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○大島 勉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

9番 森 伊久磨 議員

10番 斎藤 信治 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○大島 勉議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月25日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大島 勉議長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

◎諸報告

○大島 勉議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○大島 勉議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

黒崎事務局長。

〔事務局長朗読〕

○大島 勉議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎議案第1号～議案第3号の一括上程

○大島 勉議長 議案第1号から議案第3号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○大島 勉議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。大島勉議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明申し上げますが、その前に一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議員の皆様全員のご出席を賜りまして、令和3年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますこと、誠にありがたく、深く感謝を申し上げます。

また、議員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中ご参集を賜り、蓮田市、白岡市をはじめ当組合の進展のために多大なるご尽力を賜っておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会は、行政執行の要でございます令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算をはじめ、令和2年度の年度末を迎えての補正予算、また条例改正など重要な議案をお願いしてございます。議員の皆様方におかれましては、慎重ご審議を賜りまして、どうぞ提出議案につきましてご可決賜れば大変ありがたいと思っております。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。ご審議を賜ります案件は、条例改正1件、予算関係2件でございます。

初めに、議案第1号 蓮田白岡衛生組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。地方自治法の一部改正に伴う監査制度の充実強化による実質開催回数が増え、監査委員の報酬の改正を提案するものでございます。

次に、議案第2号 令和2年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ652万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,141万3,000円とするものでございます。

主な内容につきましてご説明申し上げます。まず、歳入に関してでございますが、1款分担金及び負担金につきましては、昨年6月から7月にかけて実施いたしました新型コロナウイルス感染症対策事業としての指定ごみ袋無料配布事業について事業費が確定したことから、分担金の減額を行うものであります。また、負担金につきましては、蓮田市、白岡市、両市の年間の延べ世帯数が増加の見込みであることから、増額させていただきます。

2款使用料及び手数料においては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止による緊急事態宣言の発令により、当初の予想よりも一般家庭ごみの排出量や医療系廃棄物の収集量が増加していることから、増額するものでございます。また、し尿処理手数料については、歳入見込みがございましたので、減額するものでございます。

次に、3款財産収入につきましては、ペットボトル、古紙類等の売却につきまして、当初の見込みより回収量が減少していることにより減額するほか、6款諸収入につきましては、預金利子の減額並びに東京電力福島原子力発電所事故賠償金の確定により補正をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、2款総務費につきましては、予算執行額の確定による減額並びに施設整備基金積立金として、将来の財源として550万円の積み増しをお願いするものでございます。

次に、3款衛生費につきましては、歳入で説明申し上げましたが、緊急事態宣言の発令により、当初の予想よりも一般家庭ごみの排出量及び医療系の廃棄物の増加により、指定ごみ袋の販売並びに製作に係る費用及び医療系廃棄物収集処分委託費等の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第3号 令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億8,487万1,000円と定めるものでございまして、対前年度比で0.8%の増となっております。

第2条につきましては、広報誌作成業務委託費のほか22件の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

第3条においては、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

第4条においては、一時借入金の限度額を1億円と定めてございます。

次に、歳入につきまして申し上げますと、分担金及び負担金につきましては、両市にご負担をいただくものでございます。予算全体の構成比は69.5%でございます。予算額につきましては12億4,057万5,000円で、対前年度比4.5%の増でございます。

使用料及び手数料につきましては、ごみ手数料及びし尿手数料を計上してございます。予算額につきましては4億7,201万4,000円で、対前年度比7.3%の減でございます。

財産収入につきましては、鉄・アルミ、ペットボトル、古紙などの売却益を計上してございます。予算額につきましては3,438万7,000円で、対前年度比17.8%の減でございます。

繰越金につきましては、前年度と同額の2,000万円を計上してございます。

諸収入につきましては、預金利子のほか、職員等の駐車場利用料を計上してございます。

組合債につきましては、ごみ焼却施設改修事業を行うために、国からの財政融資資金として1,640万円を計上してございます。

次に、歳出の主なものにつきまして申し上げます。総務費につきましては3億8,631万円で、対前年度比3.9%の減でございます。

衛生費につきましては12億4,666万4,000円で、対前年度比4.8%の増となっております。

公債費につきましては1億4,535万5,000円で、対前年度比16.1%の減となっております。

予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上しております。詳細につきましては、この後、事務局から再度説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、3件の行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配付申し上げておりますので、よろしくお願いします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の取組についてでございます。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策につきまして、当組合における12月議会報告以降の対応についてご報告申し上げます。

国は1月7日に埼玉県を含む首都圏の1都3県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令いたしました。これを受けまして、当組合における感染予防対策として、土曜日のごみ持込み及びし尿受入れについて、1月16日から3月6日までを中止といたしました。また、エコプラザ及びリサイクルステーションについては、既に12月29日から休館としており

ましたが、3月7日まで延長して臨時休館とするほか、市民向けの出前講座やエコプラザの体験講座の開催も中止といたしました。

職員並びに組合業務受託者従業員に対しては、3密の回避、手指消毒の励行、マスクの着用、毎日の検温報告など基本的な感染防止対策を引き続き実施し、月1回各課ごとに組合内組織の安全衛生委員による「新型コロナウイルス感染症チェックリスト」を用いての項目確認を行い、感染防止の意識を高めております。

ごみの収集作業では、収集作業時の袋の破裂による飛散に備え、風上から作業を行うなど、細心の注意を払い作業に当たるほか、収集車両への乗車の都度、手袋を外し手指消毒を行い、作業終了後には小まめな手洗いと作業着の上からの全身の消毒を行い、感染防止対策を図っております。

これまでの取組状況の詳細につきましては、別添の資料に取りまとめましたので、ご参照いただければと存じます。

また、今後のこととなりますが、新型コロナウイルス感染防止対策により市民の在宅等が増え、それに伴い、ごみの量が増加しております。住民負担を少しでも軽減するために、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての有料指定ごみ袋無料配布事業を実施する予定であります。前回の配布と同様に、当組合が主体となって蓮田市及び白岡市とともに2回目の事業実施に向け準備を進めているところでございます。両市の予算措置等が整いましたら、当組合議会の皆様にご審議をいただくこととなりますが、そのときはどうぞよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス対策関係につきましては、感染者の発生状況を注視しながら、引き続き職員一丸となって感染防止対策に万全を期してまいります。

次に、蓮田白岡衛生組合個別施設の長寿命化計画の策定についてご報告申し上げます。本計画は、平成30年6月に国によって策定されましたインフラ長寿命化基本計画の方針の下、組合が策定した「公共施設総合管理計画」に基づき、維持管理や修繕等の具体的な対応方針を定める個別施設の計画として、組合所有の施設のうち、し尿処理施設、リサイクルプラザ及び管理棟の3施設の長寿命化計画を別紙のとおり策定いたしましたので、ご報告いたします。

し尿処理施設における長寿命化計画は、これまでの整備事業を踏まえ、計画の対象期間を2021年度から2047年度までとした、今後の施設維持計画等の方針を定めたものでございます。現有のし尿処理施設は平成14年2月に稼働を開始し、老朽化の進行している設備及び機器について、竣工後30年を迎える令和13年度を初年度とした2か年において基幹改良工事を実施し、施設の延命化を図る計画としております。

次に、管理棟・リサイクルプラザの長寿命化計画につきましては、計画期間を2021年度から2055年度までとし、今後の建物の維持計画等の方針を定めたものであります。管理棟は建築後30年を経過し、リサイクルプラザは建築後7年を経過しており、利用状況や建物の診断結果を踏まえ、施設の延命化を図ってまいりたいと考えております。

これら本計画の対象施設は、住民生活の基盤を支える必要不可欠な施設でありますので、各施設の設備機器等の日常点検をはじめ、定期点検や診断を継続的に行い、計画的に維持管理や修繕等を実施してまいります。

次に、最後になりますが、蓮田白岡衛生組合組織改正について申し上げます。当組合では、効率的かつ効果的な廃棄物行政の運営を図るため行政組織の改正を行い、役割や機能を統合することで組織の活性化を図るとともに、新たな行政課題等に対応するため、令和3年4月1日から新体制を確立することといたしました。

組織改正の内容といたしましては、現行のリサイクル推進課の業務を廃棄物対策課と施設課へ振り分け、現行の4課1室体制を3課1室体制とすることで、業務の効率化を図ります。

また、将来的なごみ処理施設整備に向けて、現行の施設課の中に施設整備計画など政策課題に取り組むための組織として「施設整備担当」を設けるとともに、課の名称を「施設管理課」と改め、今後の組合事業の円滑な運営を図ってまいります。

以上で行政報告終わらせていただきます。ありがとうございました。どうぞよろしく申し上げます。

○大島 勉議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第1号の内容説明

○大島 勉議長 日程第6、議案第1号 蓮田白岡衛生組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 それでは、議案第1号 蓮田白岡衛生組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。

令和2年4月1日に地方自治法の一部改正法が施行され、自治体における監査制度の充実が図られました。これを受けまして、当組合では「蓮田白岡衛生組合監査基準」を制定し、令和2年4月1日より施行したところでございます。この監査基準に基づき令和2年度監査計画を策定し、監査を実施しているところでございますが、監査等の範囲も広がり、これまでの財務監査の強化及び例月出納検査の充実が図られることとなりました。

添付資料にも記載してあるとおりでございますが、監査等の実施回数が昨年度までの6回から15回と大幅に増加をいたしました。監査委員の報酬額の改定には至っておらず、1回当たりの監査等に係る報酬額が大幅に低くなっていることから、報酬金額の見直しを行うものでございます。

当組合の監査委員の報酬額を、知識経験者の年額を4万円から年額10万円へ、議員選出の監査委員につきましては、年額2万7,000円から年額6万7,500円に引き上げるものでございます。

最後に、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○大島 勉議長 説明が終わりました。



◎議案第1号に対する質疑

○大島 勉議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 3番、榎本菜保です。質疑させていただきます。

別表の1で、近隣一部事務組合の監査委員報酬の例が載っているのですが、知識経験、1回当たりの金額を比較しても分かる通り、ほかと比べても少し低いのかなというふうな印象を受けるのですが、一番その近隣でも低いところでも8,000円なのですから、その辺りちょっと低過ぎないかという点で議論はなされたのでしょうか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 1回当たりの開催に係る金額につきましては、各市町村が独自に考え方もあると思います。組合のほうについては、ほかのところとは若干、やっぱり低いかなと感じているところがございます。ただ、この組合の中で、ほかの委員さん方の報酬、例えば公平委員会の委員、あと廃棄物減量等推進審議会の委員、こういった方々が、日額報酬が委員長で6,500円、委員で6,200円と、こういった金額になっておりますので、その辺の公平性というか、バランスを考えて、この金額が妥当だろうということで設定させていただいております。

以上です。

○大島 勉議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 では、続けて質疑なのですが、その参考とした公平委員や審議会委員等の報酬というのは、近隣と比べての比較はされましたでしょうか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 そういった近隣の公平委員とかと、その辺につきましては、ちょっとすみませんが、検討してございません。

○大島 勉議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 分かりました。今回6,666円で、ほかの委員等との報酬との兼ね合い、バラ

ンスということでご答弁あったのですけれども、そうした、規模もあるとは思いますが、内容の質もあると思うのですが、一応近隣とも比べて同等になるように努力をしていただきたいと思いますという意見を述べさせていただきます。

以上です。

○大島 勉議長 ほかに質疑はありませんか。

関根議員。

○8番 関根香織議員 8番、関根香織です。1点伺います。

別表のほうを見ると、他の一部事務組合のほうでは大体月額で規定されていたり日額だったりすると思うのですが、この改正によって年額で規定されているのですけれども、これを月額に規定する必要性というのはないのでしょうか。

○大島 勉議長 黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 ほかの自治体は様々、監査の回数ですとか実施の時期等を鑑みて月額というふうにしております。今回、私どもの衛生組合について、初めてこの制度を導入して、実施回数も増えた状況にありまして、均等的に毎月の業務が一定というような流れであれば、当然これ月額という設定も考えられると思いますが、今まだ本年度始まったばかりでございますので、今後の状況等を踏まえながら、改正の必要があれば月額というような設定も今後検討させていただきたいというふうに思っております。現在のところは、今までのを踏襲しまして年額で一応報酬額を改定させていただいた。

○大島 勉議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 令和2年度は例月出納検査は12回ということは、毎月やっているということだと思うのですが、そうすると、毎月コンスタントに招集はかかるかと思うので、その辺、今は年額で規定されているのですけれども、これを今後見直すこともあり得るということで、そうしたらそのときはちなみに、そうすると議員選出のほうの監査委員、もともと私たちは年額で報酬をいただいているので、そこら辺も一緒に改定する必要性が出てくるのでしょうか。

○大島 勉議長 黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 特別職の報酬の在り方につきましては、先ほど公平委員ですとか廃棄物減量等推進審議会、これについては開催の時期が定まっていなものですから日額という設定で、一応開催に合わせて報酬をお支払いするというところでございます。監査委員、それから議員等ですが、これは定例的に行われて、年間の回数も大体定まっておりますので、一応年額という設定で報酬を決めさせていただいております。

業務的に任期というものがございまして、その任期中は年度に、1年間途絶えることなくずっと業務を行っていただいているという背景もありますので、本来であれば、事務方としては年額という支給のほうが正しい支給なのかなという感じはしております。ただ、監査委員のこの業務につい

て、例年ですと3か月に1回というようなスタイルだったのですけれども、本年度から毎月ということで、これは地方自治法に基づいてきちっと監査をすべきだという背景の下、実施をしている背景がございます。

その実施時期において、例月については毎月の出納検査ということになるのですが、それに合わせて決算審査ですとか定期監査、こういったものについては1日の作業で終わらないものもがございます。そういったものを鑑みると、年間を通して一定の業務というものがございまして、それに合わせて年額という設定のほうが監査委員の報酬としては適切ではないかなと感じているところもでございます。

○大島 勉議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大島 勉議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○大島 勉議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大島 勉議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○大島 勉議長 これより採決に入ります。

議案第1号 蓮田白岡衛生組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○大島 勉議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の内容説明

○大島 勉議長 日程第7、議案第2号 令和2年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 それでは、議案第2号 令和2年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第5号）につきまして内容説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ652万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,141万3,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、1ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正では、歳入では分担金及び負担金並びに財産収入の減額、使用料及び手数料及び財産収入の増額をお願いするものでございます。歳出では、総務費及び衛生費の増額をお願いするものでございます。

恐れ入ります。3ページをお開きいただきたいと思います。1款分担金及び負担金、1項分担金の分担金につきましては、昨年6月から7月にかけて実施いたしました新型コロナウイルス感染症対策事業としての指定ごみ袋の無料配布事業の確定に伴いまして、蓮田市78万2,000円、白岡市69万3,000円、合わせまして147万5,000円を減額するものでございます。

また、負担金につきましては、予想世帯数が増が見込まれることから、蓮田市21万5,000円、白岡市6万5,000円、合わせて28万円を増額するものでございます。

次に、2款使用料及び手数料、2項手数料の1節、ごみ処理手数料（有料指定ごみ袋）につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家庭内で過ごす時間が増えましたことから、当初の予想よりも一般家庭ごみの排出量が増加している状況でございます。そのため1,100万円の増額をお願いするものでございます。

次の粗大ごみ処理手数料につきましては、12月補正において増額の補正をお願いしたところでございますが、見込みよりもさらに粗大ごみの収集量が増加していることから、55万9,000円を増額するものでございます。

次の医療系廃棄物処理手数料につきましては、当初の見込みよりも医療系の感染性廃棄物の収集量が増加していることから、7万6,000円を増額するものでございます。

次に、2節し尿手数料につきましては、し尿収集対象世帯の減少等により、それぞれ手数料を減額させていただくものでございます。

次に、4ページを御覧ください。3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、コロナ禍における経済の不安定な状況において、預金額の安全性を重視し、定期預金積立額を控えていましたことから、利子分を減額するものでございます。

次に、2項財産売払収入、1目物品売払収入のペットボトル売却及び古紙類売却につきましては、当初の見込みよりそれぞれ回収量が減少していることにより減額をするものでございます。

次の廃油売却、硬質系プラスチック売却につきましては、執行見込みがついたことから、それぞれ増額するものでございます。

次のリサイクル家具売却につきましては、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令を受けまして、エコプラザを休館としたことにより、リユース品抽選販売及び常時販売等の売却益が減少したため、49万1,000円を減額するものでございます。

次に、6款諸収入、1項預金利子につきましては、先ほどの基金運用同様に定期預金積立てを控えさせていただいておりますことから、減額するものでございます。

次に、2項雑入、1目雑入の体験講座参加費につきましても、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令に伴い、体験講座を中止したことにより、2万3,000円を減額するものでございます。

次の東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故賠償金につきましては、令和元年度分の賠償請求額が確定いたしましたので、補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。5ページのほうをお開きいただきたいと思っております。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の3節職員手当等から18節の負担金補助及び交付金までにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施いたしました指定ごみ袋の無料配布事業額が確定したことから、執行残を減額させていただくものでございます。

次に、3目施設整備基金費、25節積立金につきましては、蓮田白岡衛生組合施設整備基金条例に基づき、将来の施設整備に必要な財源として550万円を積み増しするものでございます。

次に、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、11節役務費、指定ごみ袋売捌手数料及び12節委託料、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費につきましては、歳入でのごみ処理手数料でもご説明いたしましたが、指定ごみ袋の販売数が伸びていることから、それぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、2目じん芥処理費、12節委託料の粗大ごみ処理業務委託費につきましては、一般家庭の玄関先での粗大ごみの収集費用でございますが、12月補正時の見込みよりさらに依頼件数が増加している状況から、収集に要する費用として119万7,000円の増額をお願いするものでございます。

次の医療系廃棄物収集処分委託費につきましては、感染性廃棄物の収集量が増加していることから、5万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次の集金業務委託費につきましては、粗大ごみ収集時に手数料の集金に要する費用として5万2,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

○大島 勉議長 説明が終わりました。

◇

◎議案第2号に対する質疑

○大島 勉議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 3番、榎本菜保です。歳出の件で質疑します。

5ページなのですが、施設整備基金積立金なのですが、これによって年度末の残金は幾らになりますでしょうか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 令和2年度の年度末の見込みは2億3,078万5,818円となります。

以上です。

○大島 勉議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 この積立ての目的に対して、これはこの積立てのスピードというか、は順調に積み立てている状況なのか。今回何か減ってしまったりとか、そういうことはないでしょうか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 こちらの基金につきましては、平成25年度から積立てを始めて、年間2,500万円を積み立て、最終的には3億8,300万円まで基金をためるという内容で積み立てております。今現在、25年度から8年をたっていますので、予定では2億がその目標とはなるのですが、現在2億3,000万ほどですので、順調に積み上がっていると考えております。

以上です。

○大島 勉議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大島 勉議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○大島 勉議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大島 勉議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○大島 勉議長 これより採決に入ります。

議案第2号 令和2年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○大島 勉議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の内容説明

○大島 勉議長 日程第8、議案第3号 令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 それでは、議案第3号 令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算の主な内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをお開き願いたいと存じます。まず、第1条では、令和3年度の当初予算総額につきまして、歳入歳出それぞれ17億8,487万1,000円と定めるものでございます。

次に、第2条では、債務負担行為につきまして定めるものでございます。詳細につきましては4ページ、5ページに記載してございますが、広報誌作成業務委託費のほか22件を定めてございます。

続いて、第3条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

次に、第4条では、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書によりましてご説明を申し上げたいと思いますので、恐れ入りますが、予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。総括につきましては、歳入歳出合計それぞれの総額は17億8,487万1,000円、前年度と比較いたしますと、額にして1,364万9,000円

の増、率にいたしまして0.8%の増となっております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。10ページのほうをお開きいただきたいと思います。1款1項1目分担金につきましては、組合規約に基づきまして、均等割25%、人口割75%に相当する額として11億5,677万1,000円を両市にご負担いただくものでございます。率にいたしますと、蓮田市が52.9815%、白岡市が47.0185%の割合となりまして、総額での対前年度比は、額にして5,277万1,000円の増、率にいたしまして4.8%の増でございます。

次に、2項1目負担金につきましては、不燃物収集運搬に係る経費の負担金でございます。組合規約及び条例の規定に基づきまして、1世帯につき月額140円を両市にご負担いただいているものでございます。対前年度比では、蓮田市では延べ3,724世帯の増、白岡市では延べ4,377世帯の増を見込んでおります。

続きまして、2款1項1目使用料の1節リサイクルプラザ使用料につきましては、エコプラザの研修室、会議室を利用する際の使用料でございます。

次の2節行政財産使用料につきましては、組合敷地内に設置されております電柱及び自動販売機の土地使用料でございます。

次に、2款2項1目手数料の1節ごみ手数料に移らせていただきます。ごみ処理手数料につきましては、燃えるごみ用と燃やせないごみ用の有料指定ごみ袋の販売手数料でございます。

次の搬入ごみ手数料につきましては、直接組合に廃棄物を持ち込んだ際にいただく処理手数料でございます。

次の粗大ごみ処理手数料につきましては、直接環境センターに持ち込むことができない粗大ごみを各家庭までお伺いして収集する処理手数料でございます。

1つ飛びまして、医療系廃棄物処理手数料につきましては、両市内の医院や薬局などから排出される感染性廃棄物などの収集運搬手数料でございます。

1つ飛びまして、産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処分手数料につきましては、両市内の比較的小規模な事業所から排出される産業廃棄物の収集運搬処分の手数料でございます。

次の桶川市ごみ処理手数料につきましては、今年度に引き続きまして、桶川市の燃やせるごみの焼却処理を受託することに伴う処理手数料でございます。

次に、2節し尿手数料につきましては、一般家庭からのし尿汲取りや、簡易水洗トイレ、仮設トイレなどからの汲取りに要する手数料でございます。浄化槽汚泥を当組合処理施設で処理する際に徴収するし尿処理施設使用手数料でございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。3款1項1目利子及び配当金につきましては、施設整備基金の積立金運用利子でございます。

次に、2項1目物品売払収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類などの各資源物の売却収入でございます。資源物につきましては、単価の値下がりによりまして、前年度と比較

しますと746万8,000円の減となっております。

次に、13ページを御覧いただきたいと思います。上段の4款1項1目基金繰入金につきましては、施設整備の費用に不足が生じた場合の財源として基金を充てる必要が想定されることから、目開けとして計上しております。

次に、5款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金として2,000万円を計上してございます。

次のページ、14ページを御覧ください。6款1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金の資金運用に係る定期預金利子でございます。

中段の6款2項1目雑入につきましては、広報誌などへの広告掲載料及び体験講座の参加費用のほか、職員並びに委託業者等の駐車場使用料及び保険事務取扱手数料でございます。

次の7款1項1目衛生債につきましては、ごみ焼却施設クレーン補修工事の実施に当たり、対象工事費用の約75%を国の財政融資資金で起債を行うものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、15ページのほうを御覧いただきたいと思います。1款1項1目議会費につきましては、議員報酬並びに議員視察研修に係る旅費及びバス借上料のほか、会議録調製業務委託費などがございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございますが、1節報酬につきましては、正副管理者並びに審査会及び審議会委員並びに会計年度任用職員の報酬でございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。2節給料から4節共済費につきましては、再任用職員を含む職員35名分の人件費でございます。

次に、8節旅費につきましては、特別職の費用弁償や職員の旅費でございます。

次に、11節役務費の通信運搬費につきましては、電話料及びインターネットの回線使用料でございます。

次に、12節委託料の定期健康診断業務委託費につきましては、職員の定期健康診断に要する費用でございます。

1つ飛びまして、ホームページ作成業務委託費につきましては、現行のホームページ運営委託業者が当該事業から撤退することから、今後のメンテナンスに支障を及ぼすため、ホームページのリニューアルを行うための業務委託費用をお願いするものでございます。

次の例規データベース保守管理業務委託費につきましては、例規集の追録、加除及び例規データベースの保守管理に加え、例規の立案・審査等の法制支援システム運用を行う業務委託に要する経費でございます。

次に、17ページ一番上の広報誌作成業務委託費につきましては、年3回発行しております「環境センターだより」の作成に要する費用のほか、ごみ分別手引き並びにごみ分別アプリのチラシ作成の費用でございます。

次に、13節使用料及び賃借料のごみ分別アプリ借上料につきましては、スマートフォンへのごみ分別等に関する情報を発信するシステムの借り上げに要する費用でございます。

次の18節負担金、補助及び交付金の埼玉県総合事務組合退職手当負担金につきましては、本年度3名の退職者を迎えることから、特別負担金を併せまして計上しております。そのほか5件の負担金でございます。

次に、2目財産管理費の11節役務費、し尿量目汲取処理手数料につきましては、管理棟トイレの汲取りに係る費用でございます。

12節委託料の庁舎警備業務委託費及び庁舎定期清掃業務委託費につきましては、ごみ処理施設、し尿処理施設、管理棟、リサイクルプラザ、4か所の夜間警備並びに定期清掃業務に要する費用でございます。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。説明欄の2行目の場内環境保全業務委託費につきましては、場内の樹木の剪定、消毒、除草に要する費用でございます。

1つ飛びまして、電算事務機器保守業務委託費につきましては、ネットワーク環境設定に係るセキュリティ更新に要する費用でございます。

次に、白岡市道2145号線測量設計業務委託費につきましては、組合敷地の接道であります白岡市道2145号線の拡幅を行うため、当該道路及び隼人堀川河川部等の用地を測量し、道路拡幅に要する設計費を計上するものでございます。

次の13節使用料及び賃借料につきましては、電算機器等の借り上げでございます。

次に、14節工事請負費の管理棟改修工事につきましては、管理棟のトイレの排水設備等の老朽化により、臭気が発生しており、排水設備の改修とトイレ内のバリアフリー化をするための費用でございます。

次の看板・表示線等設置工事につきましては、平成12年に県道3号線上に設置した案内標識が、経年劣化により、文字の剥がれ、へこみ等が見られることから、当該標識の交換に要する費用をお願いするものでございます。

次に、3目施設整備基金費、24節積立金につきましては、施設整備基金条例に基づき、当組合の施設整備に必要な財源を確保するための費用として積立てするものでございます。

続きまして、次のページ、19ページを御覧いただきたいと思います。2項1目監査委員費につきましては、このたびの条例改正に伴いまして、監査委員報酬の増額をお願いするものでございます。昨年度に比べまして10万1,000円の増となっております。

続きまして、3款1項1目清掃総務費、10節需用費の燃料費につきましては、ごみ焼却施設の点火用燃料として使用するA重油などの購入費用でございます。

次の光熱水費につきましては、電気料及び水道料でございます。令和2年度の電気需給業者の変更並びに電気料金単価が値下がりしている現状から、前年度比1,212万1,000円の減額を見込んで

おります。

次の機械修繕料につきましては、計量システムの調整に係る費用でございます。

次に、11節役務費の指定ごみ袋売捌手数料及び清掃券売捌手数料につきましては、取扱店への売捌き手数料でございます。

次に、12節委託料につきましては、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費のほか、5件の委託業務に係る費用をお願いするものでございます。その中で、施設維持管理運転業務委託料につきましては、当該ごみ処理施設等の施設運転管理をお願いしているものでございますけれども、令和3年度より新たに3か年の契約で現行の業者が受託をしております。しかし、労務費単価の値上がりもあり、前年度比460万円ほどの増額となっております。

次のページ、20ページをお開き願います。13節使用料及び賃借料の自動車番号認識システム借上料につきましては、台貫計量時に車両番号を読み取り、搬入者の把握及び入退場の確認を行うシステムの借上料でございます。

次に、14節工事請負費の台貫計量器改修工事につきましては、定期点検において、出口側計量器の荷重を電気信号に変換するロードセルに劣化が見受けられることから、検定に合わせまして交換を行うための工事費用でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金につきましては、し尿から発生する汚泥並びに瓦礫類を北茨城市に埋立てをお願いする際に、同市との協定に基づき支払う搬入負担金でございます。

10節需用費の消耗品につきましては、現場作業で使用する防じんマスク、防護ゴーグルのほか、機器用のVベルト、フィルターなどの消耗部材を購入する費用でございます。

次に、機械修繕料につきましては、機器類の故障や不具合が発生したときに修繕を行う費用でございます。

1つ飛びまして、薬品費につきましては、ごみ焼却時に発生する窒素酸化物、塩化水素などの中和、除去するための尿素水、消石灰などの購入に要する費用でございます。

次の機械点検整備料につきましては、クレーン点検整備、コンプレッサー点検整備など5件の整備に要する費用でございます。

次の車両修繕料につきましては、場内で使用しております重機の点検整備等に要する経費でございます。

次に、12節委託料、燃えるごみ等収集業務委託料につきましては、行政区域内の約4万9,500世帯、3,500か所余りの集積所で排出されます燃えるごみ等の収集業務に要する経費でございます。

次の焼却灰・ばいじん等処分業務委託料につきましては、ごみ焼却施設から発生する焼却灰、ばいじん等のリサイクルまたは埋立て処分の業務に要する費用でございます。

次のごみ処理施設環境測定業務委託料につきましては、法令に基づき、排ガスや焼却灰のダイオキシン類濃度等を測定する業務委託料でございます。

1つ飛びまして、ガラス類・ペットボトル等処分業務委託費につきましては、ガラス類・ペットボトル等をリサイクルするための中間処理に要する費用でございます。

そのほか、ごみ処理に係る業務委託費として経常経費を計上させていただいております。

21ページを御覧いただきたいと思います。委託料の説明欄の最後にあります小型家電等処分業務委託費につきましては、毎週日曜日に開館しているリサイクルステーションに持ち込まれた小型家電や、収集されてきました小型家電の再資源化に要する費用でございます。この業務委託については、国が進めてきましたメダルプロジェクトが終了したことに合わせまして、廃プラスチック類の処理費が高騰している現状から、前年度に比べ601万2,000円の増額というふうになっております。

次に、13節使用料及び賃借料の重機借上料につきましては、場内で使用する5台の重機借り上げに要する費用でございます。

また、庁用トラック借上料につきましては、ふれあい収集で使用する庁用車の借り上げに要する費用でございます。

次に、14節工事請負費につきましては、焼却炉内のレンガ・キャスターを補修する工事に要する費用でございます。

次の粗大ごみ処理施設機器補修工事につきましては、粗大ごみ処理施設破砕機のハンマー等の交換に要する経費でございます。このハンマー等の交換につきましては、ごみ処理施設保全計画において、ハンマーの交換を予定していたところでございますが、破砕機内部の主要部品の摩耗状況が進んでおまして、ハンマーのほか、カッター、ハンマー用スペーサー、回り止め座金などの交換が必要とされたものでございます。

次のごみ処理施設機器補修工事につきましては、緊急的補修工事を要する費用のほか、クレーン補修工事、排ガス分析計の更新工事に要する費用でございます。

次に、15節原材料費につきましては、焼却炉壁面のレンガの補修に使用する部材を購入する費用でございます。

次に、3目し尿処理費でございます。10節需用費、消耗品につきましては、現場機器で使いますVベルト、バルブ、膜カートリッジ等の消耗部材を購入する費用でございます。

次の機械修繕料につきましては、破砕機カッターの交換のほか、緊急的な修繕を要する費用でございます。

1つ飛びまして、薬品費につきましては、し尿を処理する過程において汚泥を凝集させるための薬剤、リンの除去、処理工程でのpH調整などに必要な9種類の薬品の購入をお願いするものでございます。

次の機械点検整備料につきましては、し尿処理施設内のポンプ、遠心分離機等の点検整備に要する費用でございます。

次に、12節委託料のし尿収集業務委託費につきましては、汲取り式トイレを利用されている世帯

及び仮設トイレなどのし尿を収集する委託費でございます。

次のし尿処理施設清掃業務委託費につきましては、し尿を貯留する各槽内の沈殿物を清掃除去するための業務委託費でございます。

次のし尿処理施設環境測定業務委託費につきましては、法令に基づきまして、し尿放流水、脱水汚泥の成分を測定する業務委託費でございます。

次の脱水汚泥処分業務委託費につきましては、し尿の処理過程で発生する脱水汚泥を堆肥にリサイクルするための業務委託費でございます。

次に、14節工事請負費につきましては、し尿処理施設の機器補修工事に要する費用でございます。

恐れ入りますが、次のページ、22ページを御覧ください。4日リサイクル促進費、7節報償費につきましては、リサイクルプラザ事業として予定している体験講座における講師謝礼でございます。

次に、10節需用費の消耗品につきましては、エコプラザで販売するし尿汚泥から作られました汚泥再生肥料の購入などに要する費用でございます。

次に、11節役務費の傷害保険料につきましては、体験講座参加者への保険料でございます。

次に、12節委託料のリサイクルプラザ運營業務委託費につきましては、エコプラザの窓口受付業務ほか、家具類の補修業務等の委託料のほかに、毎年開催しておりますエコプラザまつりの際の駐車場への誘導警備員を配置するための費用を計上させていただいております。

次に、4款公債費、1項1目元金の22節償還金、利子及び割引料につきましては、ストックヤード整備事業4件、ごみ焼却施設延命化事業6件、ごみ焼却施設改修事業2件、合計12件に対する地方債元金でございます。

2目利子につきましては、自動燃焼装置交換工事1件、ストックヤード整備事業4件、ごみ焼却施設延命化事業5件、ごみ焼却施設改修事業2件、計12件に対する地方債利子でございます。

最後に、5款予備費につきましては、前年同額を計上させていただきました。

24ページから38ページには、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上で議案第3号の説明を終了させていただきます。よろしくお申し上げます。

○大島 勉議長 説明が終わりました。



◎議案第3号に対する質疑

○大島 勉議長 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 3番、榎本菜保です。質疑させていただきます。

まず、1問目なのですがすけれども、16ページの一般管理費の報酬の中の会計年度任用職員1名なのなのですが、この方の勤務体系というか、週何回、何時間働く予定のどういう内容の方なのか教えてください。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 会計年度任用職員につきましては、週3回で1日6時間の勤務で、1名を予定した金額でございます。

以上です。

○大島 勉議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 職務内容はどのような方でしょうか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 職務内容につきましては、今現在、4月早々からこの業務に充てるということではなく、このところ産休とか育休、病休など急遽職員が休むことを想定して、不意な人員の減をなくすために任用職員を雇用するという内容でございます。

以上です。

○大島 勉議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 了解しました。

では、次の質疑に移ります。19ページなのですがすけれども、衛生費の需用費の中の光熱水費の主に電気代ということで、かなり削減できているのかなという印象なのですが、この経緯というか、詳細を教えてくださいませんか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 昨年に比べまして約1,200万円ほど額にしては下がったのですが、こちらにつきましては、昨年に入札を行いまして、1社随契だった東京電力エナジーパートナー株式会社という会社から、令和2年の9月29日から株式会社シナジアパワーという会社に替わりました。その際、金額のほうは大幅に下がったということと、電気料自体が重油とかそういった形のもので金額が変わってきますので、そういったことで金額等も下がっているというようなことでございます。

以上です。

○大島 勉議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 ちょっと確認なのですがすけれども、シナジアパワーにした経緯というか、背景は何かありますでしょうか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 昨年入札を行ったわけですが、その前は随契でございました。

東京電力エナジーパートナーは、当然大きな会社で電力の供給自体が安定しているということで電力自由化以来行っていたのですが、それ以降、周りの様子を見ますと、電力自由化の中でそこそこ大きな会社はちゃんときちんと電力が供給できるというのを判断しまして、昨年入札をして、東京ガスと東北電力の合弁会社である株式会社シナジアパワーが落札したということで、こちらにつきましてはやはりもともと大きな会社の合弁会社ですので、電力の需給も安定して行えているというのが分かりますので、こちらに切り替えたということになります。

以上です。

○大島 勉議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 分かりました。大きな企業で安定した電力が供給できるというのは大事なことだと思うのですが、衛生組合で使う電気ですので、例えば環境に優しい電気をつくる方法とか、そういうを選択している会社の選定というのも考えてもいいのかなというふうに思ったりしたのですが、そういった観点での検討とかはいかがでしょうか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 今のところは、この組合自体、本当に電気を相当使うところでございまして、電気については非常に金額も使っておりますし、大事なことなので、それをまず第一優先に考えまして、その後、まだそれで先ほど言った環境に優しい電力とか、そういったところで十分この電力が賄えるとか、十分堪えられるというものが分かれば、当然その選択の中に金額を含めて考えていこうかなというところであります。

以上です。

○大島 勉議長 ほかに質疑はありませんか。

中山議員。

○1番 中山廣子議員 17ページなのですが、18節の中の職員研修会負担金なのですが、これはどのような研修で何名分の予算になっていますでしょうか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 職員の研修につきましては約8種類ほどございまして、3市1町の研修とか、交通安全運転の法定講習、労働安全推進者の講習、あとエネルギー管理講習等ございます。この人数につきましては、7人ほどの分を予定しております。

以上でございます。

○大島 勉議長 ほかに質疑はありませんか。

山崎議員。

○5番 山崎巨裕議員 5番、山崎です。

11ページなのですが、ごみ処理手数料なのですが、蓮田白岡の場合が2億2,683万1,000円で、桶川市のごみ処理手数料が1億432万9,000円ですね。これ単価はそれぞれどうなっているの

しょうか。

○大島 勉議長 齋藤課長。

○齋藤芳和廃棄物対策課長 ごみ処理手数料（有料指定ごみ袋）につきましては、一般家庭の方が排出する際の有料指定ごみ袋による手数料となります。桶川市のごみ処理手数料につきましては、令和3年度の受入れに際しまして、令和元年度の処理実績に応じて算出をいたしまして、1トン当たり3万360円、税別で1トン当たり3万360円の料金でいただくものでございます。

○大島 勉議長 山崎議員。

○5番 山崎巨裕議員 そうしますと、これがちょっと分からないのは、桶川市のごみ処理手数料というのは、蓮田白岡のごみ処理手数料よりも高くなっているのですか。同じなのですか、それとも低いのですか、ちょっとそこがよく分からない。

○大島 勉議長 齋藤課長。

○齋藤芳和廃棄物対策課長 桶川市のごみの処分に関しましては、あくまでも環境センターで処理をする際の実費相当を負担いただくということになっておりますので、令和元年度の実績に応じて算出した1トン当たり3万360円で令和3年度は受入れをする予定でございませう。

○大島 勉議長 山崎議員。

○5番 山崎巨裕議員 まだよく分からないのですけれども。ということは、桶川市のごみの手数料のほうが高くなっているということですよ。

○大島 勉議長 齋藤課長。

○齋藤芳和廃棄物対策課長 指定ごみ袋で市民の皆様から負担をしていただく金額よりは、桶川市の部分につきましては実費相当ですので、高くなっているかと考えられます。

○5番 山崎巨裕議員 承知しました。

○大島 勉議長 山崎議員。

○5番 山崎巨裕議員 すみません。もう一つなのですけれども、9ページのところで、歳入歳出が17億8,487万1,000円で、昨年よりも1,364万9,000円増になっているのですけれども、事業規模が単純に拡大しているというふうに考えて、それでずっと後ろのほうにちょっとなるのですけれども、25ページですか、本年度の職員数が前年度に比べて減っているのですね。それで、単純に考えると、現状維持か、あるいは増えるかというようなことを考えるのですけれども、逆に減っていると。先ほど行政報告の中で蓮田白岡衛生組合の組織改正というのがありましたけれども、こういう形で対応することなのかなとも思うのですが、実質的な仕事量というのは変わらないのではないかなと思ひまして、職員の負担とかということが増えていくのではないかという気が何となくしているのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○大島 勉議長 黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 予算書の25ページの、まず職員数の考え方なのですが、あくまでも本年度とい

うか、令和3年度につきましては30という数字を記載してございます。その上に括弧書きで「6」という数字がございまして、そちらが再任用になる職員数を想定しております。そうしますと、職員数自体は36名ということになります。実際問題、現職員、正職員と申し上げていいのかどうか分かりませんが、再任用を除く職員が30名、再任用職員が一応6名ということですので、業務の中については、人員数については大きな変動はないと。ただし、再任用職員については、フルタイムではなく、おおむね通常職員の2分の1勤務ということで想定している関係でこのような形を取ってございます。業務自体に過度に負担がかかるということは、今のところ考えてございません。

○5番 山崎巨裕議員 以上で質疑を終わります。

○大島 勉議長 ほかに質疑はありませんか。

関根議員。

○8番 関根香織議員 8番、関根香織です。

11ページの桶川市のごみ処理手数料についてなのですが、1点まず確認で、契約単価が1トン当たり3万360円で、年間の受入れ予定数量をお願いします。

○大島 勉議長 齋藤課長。

○齋藤芳和廃棄物対策課長 予定数量は3,124トンでございます。

○大島 勉議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 そうすると、ここの書いてある1億432万9,000円よりもちょっと、900万ほど恐らく差額が出るかなと思うのですが、単純にこれ受入れ予定数量掛ける契約単価だけではないのですか。

○大島 勉議長 齋藤課長。

○齋藤芳和廃棄物対策課長 受入れ予定数量の3,124トンに委託単価3万360円、こちらに消費税を加算した金額が予算額になります。

○8番 関根香織議員 了解しました。

○大島 勉議長 ほかに質疑はありませんか。

森議員。

○9番 森 伊久磨議員 9番、森伊久磨です。

27ページなのですが、これ職員の住居手当の廃止ということで、持ち家に係る住居手当の廃止が制度改正に伴っているということで、これいつ制度改正して、どのようになったか、もうちょっとこれ経緯を教えてくださいなのですが、持ち家に係る住居手当は全て、一切廃止されたのかという。

○大島 勉議長 黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 こちらの改正につきましては、蓮田市の改正に合わせて当組合のほうも改正をさせていただいております。記憶ですと、2年前からこの住居手当、持ち家全てに対して手当

を廃止というふうにしております。

○大島 勉議長 ほかに質疑はありませんか。

斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 最初に、ごみ袋の話をさせてください。ごみ袋は消費税がかかっていると思います。まず、その消費税分は税金として当然衛生組合が払わなければいけないので、その分の費用というのは歳出に出てこないのですか、ちょっとその辺はどうなって、その消費税分を支払ってとか、ちょっとそこを教えてほしいのですが。

○大島 勉議長 黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 当組合は一般会計予算で組んでいて、特別会計ではございませんので、この会計上、非課税団体というふうな形で、税務署等への申告は免除されている団体でございます。ほかに消費税の扱いについては、当然委託料、工事費等については消費税を上乗せして業者にお支払いをします。歳入についても消費税を付加していただくという流れで整理をさせていただいております。実際問題、消費税の額だけを積算しますと、当然消費税として入るより出るほうの多いという前提もございます。要するに工事費等が莫大な費用があります、それにかかる消費税、お支払いをする消費税のほうが多く組合の場合は発生しているというのが現状かと思っております。

○大島 勉議長 斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 トータルの消費税という意味ではそういうことかと思うのです。質疑したいのは、市民がごみ袋を買って消費税を払っています。その消費税は、その分は、その消費税分を組合に入っていると思うのです。ただ、その消費税分はどうなっているのかなという疑問なのです。それは、その消費税を、つまり市民が消費税として払っているのであれば、それは当然、非課税大体ですので、消費税を払う必要がない。市民として消費税を払っている。そこの部分の、市民としての意識がちょっと、何でという気持ちがあるはずなのです。ちょっとそこら辺を、そういう意味でちょっとご説明いただきたいなと。市民が納得する形で、消費税を払っているのに、その消費税はどうなっているのだという、そこの説明をいただければと思うのです。

○大島 勉議長 黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 消費税自体は、国税でございますので、当然国民の義務という形で支払いが義務化されているわけです。当然、指定ごみ袋を介して、その消費税分も組合の歳入として入っております。入っておりますが、事業者であれば、消費税の申告をして還付を受ける、もしくは消費税を国へ納めるといふ形になろうかと思うのですが、ここで先ほど申し上げましたとおり非課税団体、その非課税団体という背景には、要するに歳入の消費税の額より歳出を消費税が上回るということが確実でございますので、国への申告も全て免除されている団体ということになっております。

○大島 勉議長 斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 何かしっくりこないですけども、これで。

今の、別の質疑になります。ページ11のし尿処理の浄化槽清掃業許可申請手数料、1万5,000円で大した話ではないのですけれども、去年の、今年度分のを見ると、それは項目ないので、これはどうということなのでしょうか、教えてください。

○大島 勉議長 齋藤課長。

○齋藤芳和廃棄物対策課長 こちらは一般廃棄物の収集運搬許可、こちらにつきまして2年に1度更新をするものでございます。ですので、今年度、令和3年度に更新の時期となるものですから、1社当たり5,000円、浄化槽の清掃の許可業者が3社ございますので、1万5,000円という予算を計上させていただきます。

同じように一般廃棄物の収集運搬の許可手数料というものが、ごみ処理手数料の中にもございます。こちらにつきましては21社分の許可申請手数料、こちらも2年に1度の更新になりますので、10万5,000円、こちらを計上させていただきます。

○大島 勉議長 齋藤議員。

○10番 齋藤信治議員 分かりました。ありがとうございます。

次に、16ページのホームページ作成業務の件なのですが、先ほどのご説明では、業者が替わったということの説明だったと思うのですが、業者が替わってホームページがどういうふうになっているかちょっと分からないのですけれども、ホームページそのものを持っているサーバーは組合が持っているのであれば、基本的にそんな作成し直すというのはちょっとなかなか納得できないし、逆に言うと、ホームページ作成業者がもともと持っていたのだとすれば、そのデータはどうなってしまうのかということが気になるのですけれども、いかがでしょうか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 このホームページ作成業務委託につきましては、3年度の10月以降にホームページを新しく立ち上げて運用をするというものがまず大前提でございます。今現在の業者につきましては、ホームページを最初から作った業者でございまして、プログラム自体もそちらの業者に保守をしていただいているところでございます。ただ、その業者は、今度そういったホームページから撤退するというところで、一切保守の、アドバイスも含めて行わないということでございまして、プログラムをそのまま使ってということではあったのですが、もともと平成14年に作ったプログラムがベースでございまして、もうそれから相当たっていますので、バージョンも古いということで、新しいセキュリティーの強いプログラムにして、ホームページを外の、外敵と言ってはなんですが、そういった攻撃にも耐えられるようなものにしたいというのがございまして、新たに違った業者を今後選定しまして、その中でセキュリティーの強化並びに内容も住民が見やすいような形で分かりやすいデザインにしたいというのがございまして、今回新たなホームページの作成ということに至りました。

以上でございます。

○大島 勉議長 斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 すみません、ちょっと確認ですが、ということは、ホームページそのものは組合が持っているサーバーもしくは組合が契約しているサーバーの中にあるということでしょうか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 プログラム自体は現在契約している業者の中に入っております。ですから、当組合のサーバーの中には入ってございません。

以上です。

○大島 勉議長 斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 すみません。それでは、ちょっとしつこいですが、ということは、プログラムだけなのですか。データも一緒にそちらの業者のところにあるということなのでしょうか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 当然プログラムがそちらにありますので、そのデータにつきましてもそちらにございます。そのデータにつきましても、当組合のほうからアクセスをして、そのデータを書き換えるとか更新をするというような作業も行って、全体的にはその業者が、大きな変更がある場合にはプログラムを改良したりするのも、そちらの業者で保守を、そういった変更のための保守はそちらの業者が行っているということでございます。

○大島 勉議長 斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 すみません。ちょっとしつこいですが……

○大島 勉議長 斎藤議員に申し上げます。同一議題については、質疑は3回までとなっておりますので、よろしくお願いします。

○10番 斎藤信治議員 これで終わりにします。

最後の確認です。ということは、データとプログラムはその業者が持っているということで、その業者が撤退するわけですね。そうすると、そのデータはどうなってしまうのか、それが心配なのですか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 おっしゃるとおり、心配だというのは私も分かります。ですから、その廃棄のときには、やはりきちっとそれがデータが消されているかどうか、ほかに使われないかどうか、そういった安全面を考えて、撤退のときには、業務が終了するときには、確認をするということが必要だと考えています。

以上でございます。

○大島 勉議長 ほかに質疑ありませんか。

関根議員。

○8番 関根香織議員 8番、関根香織です。

18ページのAEDの借上料について伺いたいのですが、これは今年度まではAEDはあったのかなかったのか教えてください。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 今現在はございまして、こちらにつきましては購入したものでございます。今回、購入してから現在6年たちますが、AEDの寿命というものが通常なら5年ということで、最大、医療系ですので7年が限度ということでございますので、今回購入を考えたのですが、リースのほうが若干高いのですけれども、保守のほうがきちっとされているので、そのことを考慮して今回リースに切り替えて、2台を今後も使うということで考えております。

以上です。

○大島 勉議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 今まであったということで非常に安心したのですけれども、このAEDの借り上げに際して、AEDが配備されていても、いざというときに使えなかったら意味がないと思うのですけれども、例えば職員の方の救命救急講習のような、そういういざというときに使えるような職員の方への研修というのは行っているのでしょうか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 当然やっておりますし、あのAEDの機械は、とっさに誰が見てもできるような形で、取り出せば簡単なやり方の図とかがありますので、万が一講習をされていない近隣の方もしくは住民の方でも使えるように設置はしているつもりでございます。

以上でございます。

○大島 勉議長 ほかに質疑はありませんか。

森議員。

○9番 森 伊久磨議員 9番、森でございます。

12ページの財産売却収入なのですが、今年度も、令和3年度も売却単価が下がるという見込みであるということで予算上740万円の減少というの見込んでおるわけですが、たしか決算のときに検討していただけたというお話をいただいたという記憶があるのですけれども、各リサイクル資源の売却単価が下がっていく中で、売却のタイミングと回数が他市に比べて本組合は少ないので、業者さんが仮にこれ入札で購入したとしても、売却回数がたしか1回で、何か上尾とか他市は2回とか3回とかあるのかな、年間によって抱えておかなければいけない、売りのタイミングがつかめないという、業者さんもですね、なので、そういうことによって結果的に購入にためらわれるのかな、というような何か指摘をさせていただいた記憶があるのですけれども、それに対しては検討するというような話をいただいた覚えがあるのですけれども、これは検討がこの予算上ではされるのですか、この予算で。

○大島 勉議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 今年度なのですけれども、鉄・アルミ類が年3回に分けて入札で契約をさせていただいておりました。来年度については、四半期ということで年4回に分けて契約をしていこうということで考えております。古紙類につきましては、今年度から年4回に分けて、周期を短くして、やっぱり変動がございますので、契約をさせていただいておりました。3年度についても同じような形で年4回に分けて契約をさせていただこうというところで、3年度の予算についてはそれを反映させていただいております。

以上でございます。

○大島 勉議長 森議員。

○9番 森 伊久磨議員 では、鉄・アルミに関しては1回増やしていただいたと。これはペットボトルはどうなのですか。

○大島 勉議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 ペットボトルにつきましては、年2回、上半期と下半期ということで、こちらにつきましては、容器包装リサイクル協会でも同じような方法で売却をさせていただいておりますので、それに倣いまして年2回ということで、令和3年度も引き続き同じ回数で考えております。

○大島 勉議長 ほかに質疑はありませんか。

中山議員。

○1番 中山廣子議員 先ほどの関根議員の続きになってしまうのですけれども、AEDの設置されている場所を教えてください。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 1つ目は、ごみ処理施設の正門入り口のところに1個あります。もう一つは、リサイクルプラザ入り口のところのところに1つございます。以上、2つございます。

以上です。

○大島 勉議長 ほかに質疑はありませんか。

関根議員。

○8番 関根香織議員 18ページの白岡市道2145号線の測量設計業務委託なのですけれども、先ほどの説明だけだとちょっと分からないのですけれども、この2145号というのは実際どこで、全てが敷地内なのか、敷地と隣接しているのか、その道路の詳しい情報をお願いします。

○大島 勉議長 黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 この件については、組合敷地の明確化ということで、前12月の議会のときにも議員の皆様にご説明をした経緯があると思うのですが、今回、来年度計上しています2145号線は、

このうちの隼人堀川と組合の間に通っております道路が2145号線でございます。今の道路幅が4メートルほどになっておりまして、今後組合のこの敷地内に施設を建設しようということになりますと、開発行為との絡みがございます、隣接道路は最低6メートル必要とされております。そのために、その弊害とならないために、事前にその周辺道路を拡幅して、今後の組合施設の建設等に支障がない態勢を整えたいということで今組合のほうで進めております。

ちなみに、本年度は元荒川沿いの河川境界、これを明確にしまして、先週その工事も終了いたしました、区画整理がされたところでございます。

以上です。

○大島 勉議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 ということは、この2145号線は全て敷地内というわけではない。これ、では何が聞きたいかということ、全てこの組合の負担で業務委託費を支出するものなのか、白岡市とも共同で、白岡市の市道ということであれば白岡市と共同で行うものなのか、その辺の費用の割合はどういうふうになっているのでしょうか。

○大島 勉議長 黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 費用につきましては、組合が全て費用負担するというのが前提でございます。といいますのは、今、市で管理している道路、そこは道路ですから、当然その所有は白岡市にございます。今回拡幅するというのは、河川際に2メートルほど拡幅をするということを考えておりまして、その2メートルの部分は県が管理するところで、杉戸県土とその2メートル部分については、申請をして占用をさせていただきたいということで今話が進んでおります。本来であれば、開発等をしますと、拡幅をする場合、組合の敷地を削って、要するにセットバックというふうによく言いますが、削って道路幅を確保するというのが前提でございます。そういった場合についても、その開発を行う事業者がその道路の整備にかかる費用を100%負担するというのが前提でございますので、組合もそういう前提で動いてはおります。ただ、今組合の敷地をセットバックして2メートル削るよりは、河川際のほうに残地といいますか、余裕があるということで、杉戸県土事務所のほうと協議をいたしまして、その占用については可能であろうということの見解をいただいておりますので、それを視野に入れて今回測量をさせていただくと。その測量した後は、その道路整備についての費用についてもお願いをしていきたいというふうに考えております。一度にはできませんので、まずは測量して位置を決定してから道路の施工に入りたいというふうに考えております。

○大島 勉議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 そうすると、先ほどの話だと、河川区域になるのかなと思うのですけれども、県の管轄の区域になるというお話なので、そうすると河川区域っていろいろ規約が多いというか、いじることが大変だったような記憶があるのですけれども、それは開発行為として認められていて全て組合の100%負担で行う、県からもそういった工事にかかるような費用は負担はないというこ

とでよろしいですか。

○大島 勉議長 黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 そのとおりでございます。

○8番 関根香織議員 了解です。

○大島 勉議長 ほかに質疑はありませんか。

ありますか。関根議員。

○8番 関根香織議員 すみません。何度も何度も申し訳ないです。あと2点だけ聞かせてください。

まず1点目が、11ページの、これ何度も私聞いているが、ごみ処理手数料の有料指定袋についてなのですけれども、2億2,683万1,000円で、これは、先ほどの話ではないけれども、指定ごみ袋を購入することによって市民の皆様が負担する経費だと思えるのですけれども、この金額を、これ資料をいただいてから、蓮田、白岡、両市の全人口で割ると、1人当たりの大体年間が1,987円の負担になりました。これ以外にももろもろごみ処理には経費がかかってくると思うのですけれども、直近の1人当たりの年間のごみ処理経費、この指定袋も含んだごみ処理経費、分かれば教えてください。

○大島 勉議長 齋藤課長。

○齋藤芳和廃棄物対策課長 こちらにつきましては、環境省のほうに公表されているデータが、直近のもので平成30年度の実績となります。こちらにつきましては、1人当たりのごみ処理経費、6億9,066万4,000円、こちらを人口で割り返した数字で、1人当たりですと1万1,144円という金額となります。

○大島 勉議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 了解しました。そうすると1万1,144円、先ほどのごみ袋の購入費用が約1,987円なので、1人当たりのごみ処理経費のうちの大体約18%ほどが指定ごみ袋を購入することによる負担の費用というのが分かったのですけれども、残りの82%ほどのうち両市の一般財源から賄われている、いわゆる市民の方が市税等を負担することによって間接的に負担している費用の割合が出たらお願いします。

○大島 勉議長 齋藤課長。

○齋藤芳和廃棄物対策課長 こちらの内訳ですけれども、両市のほうの分担金の負担になりますのは7,764円、70%が一般財源の負担になります。そのほか3,016円、こちらが利用者直接負担分ということで、直接ごみの持込みや指定ごみ袋の手数料、こういった負担が3,016円、27%となります。その利用者負担分の中の18%、27%のうち18%が指定ごみ袋、関根議員がおっしゃったとおりの数字になろうかと思えます。

○大島 勉議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 そうすると、これ多分有料指定袋を導入している自治体としていない自治体

でこの一般財源とのごみ有料指定袋との割合って変わってくると思うのですけれども、現状蓮田、白岡の両市は県内でごみ袋の値段が一番高くなっているというのがあって、先ほどの割合でいうと7割が大体一般財源で、2割くらいが指定ごみ袋、1割くらいがその他手数料とかいろいろ、もろもろ入ってくると思うのですけれども、これ指定ごみ袋の占める割合が高ければ高いほど、受益者負担という観点では確かに適正なのかもしれないのですけれども、逆進性の高いサービスとも行政サービスとしてはなりかねないかなという懸念がありまして、これ新型コロナの支援として、先ほどからおっしゃっていた、以前ごみ袋が20枚無償で配布していただいたというのがあったのですけれども、これ非常に市民の方に喜ばれたという声も伺ってしまして、ただこれ裏を返すと、それだけ市民の方にとってはこの1枚48円というのが負担にもなっているというふうにも捉えられるのかなと思っています。これまで何度もこの議会の中で、この価格の妥当性については、先ほどの消費税の件も含めて質問してきたのですけれども、この現在のコロナの情勢、今大きく変わっていますので、その辺も勘案して、例えばごみ袋の価格の在り方を今後も再度審議会等でお諮りいただきたいなと思いますけれども、その辺りについてお考えはいかがでしょうか。

○大島 勉議長 齋藤課長。

○齋藤芳和廃棄物対策課長 有料指定ごみ袋制度なのですけれども、こちらにつきましては、平成12年以前は定額制で、1世帯当たり500円という料金をいただいております。平成12年度以前から蓮田市と白岡市にお住まいの市民の皆様は、実際に自分の排出する量に応じた負担ということで変更された経緯をご理解いただいている市民の皆様は、自分で努力をすればごみが減らせるということを理解されていると思われまます。

また、全国的にはごみの有料化が進んでいるところではあるのですけれども、埼玉県内においては63市町中、10市町と、ごみの有料化が進んでいない状況がございます。こちらにつきましては、当組合では年3回発行している「環境センターだより」で定期的に有料指定ごみ袋制度、こちらの仕組み、ごみの減量化をするために必要な取組ということで、特集記事等で周知をしているところなのですけれども、やはり県内で取り組んでいる自治体が少ないものですから、転入された方、そういった方たちはちょっと負担が大きく戸惑われる方がいらっしゃるかなというのが、関根議員のおっしゃるとおりのことだと思われまます。環境センターとしては、引き続き市民の皆様にご理解いただけるように、広報誌等を活用して情報発信してまいりたいと思います。

また、審議会なのですけれども、こちらにつきましても、定期的に袋の形状、価格、色ですとか、そういったものを審議会に諮問をさせていただいて確認してきた経緯がございます。引き続きまして、審議会の委員の皆様にご意見を頂戴するなどして、指定ごみ袋制度について、今後も引き続き市民の理解が得られるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大島 勉議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

最後に1点だけ、すみません。17ページの広報誌作成業務委託費、これが「環境センターだより」、年3回の発行物の業務委託だと思うのですけれども、それ以外に先ほどごみ分別手引きとアプリのこういうチラシ作成の費用ということだったのですけれども、このごみ分別手引きは令和2年度、今年度については作成はしていたのでしょうか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 ごみ分別アプリにつきましては、今年度も作りまして……

〔「手引きのほう」と言う人あり〕

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 ごめんなさい。ごみ分別の手引きにつきましては、今年度も作りまして、来年度も1万部を用意する予定でございます。

以上でございます。

○大島 勉議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 これ今年度も作成していた、いわゆるカラー刷りのやつを今年度も作っていたということで大丈夫でしょうか。

○大島 勉議長 小林次長。

○小林秀之次長兼庶務課長兼会計室長 2色刷りでございますが、今年度も作っておりました。

以上でございます。

○8番 関根香織議員 大丈夫です。

○大島 勉議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「事務局長」と言う人あり〕

○大島 勉議長 黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 すみません。一つ訂正をさせていただきたいと思います。先ほど榎本議員のほうのご質疑にありました施設整備基金の残高でございますが、本年度末の残高を「2億3,078万5,818円」と申し上げていたところがありますが、実際には「2億8,078万5,818円」です。

〔「もう一回言ってくれますか」と言う人あり〕

○黒崎 晃事務局長 2億8,078万5,818円でございます。2億8,078万5,818円、これが正確な金額でございます。訂正をさせていただきます。

○大島 勉議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大島 勉議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○大島 勉議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大島 勉議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○大島 勉議長 これより採決に入ります。

議案第3号 令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○大島 勉議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分

○大島 勉議長 現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○大島 勉議長 ここで、副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

藤井副管理者。

○藤井栄一郎副管理者 それでは、大島議長のお許しをいただきましたので、一言閉会に対しまして

ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年第1回蓮田白岡衛生組合定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中をご参集賜りまして、誠にありがとうございました。

そしてまた、先ほど来、今定例会に提出されました議案につきまして慎重審議を賜り、またご可決をいただきまして、本当にありがとうございました。

このコロナウイルスの中で、当施設もウイルス関係につきましては、先ほど報告をしたとおり、ウイルス対策につきましては十分作業にとって、その中で市民にとって大切な施設を守り抜くと、また業務を推進していくという使命を果たしてまいりたいと思います。

今後とも議員の皆様にはご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



◎閉会の宣告

○大島 勉議長 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和3年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時01分